

条項番号	改定前	改定後																								
P1	<p>第1条 適用範囲</p> <p>(仕様書) (略)</p> <p>(様式類)</p> <p>1 兵庫県の施工する治山、林道事業の請負工事の契約、施工にあたって使用する様式類は、土木請負工事必携（兵庫県<b>県土整備部</b> 編）に規定されたもの及び契約担当部署等が定めた共通様式によるものとする。</p> <p>2 共通様式がなく、仕様書の規定等に対応するため必要なものは発注者が決定し、これを用いることとする。</p> <p>(施工管理) (略)</p> <p>(参考資料)</p> <p>1 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）</p> <p>2 土木工事安全施工技術指針（兵庫県<b>県土整備部</b>）</p>	<p>第1条 適用範囲</p> <p>(仕様書) (略)</p> <p>(様式類)</p> <p>1 兵庫県の施工する治山、林道事業の請負工事の契約、施工にあたって使用する様式類は、土木請負工事必携（兵庫県<b>土木部</b> 編）に規定されたもの及び契約担当部署等が定めた共通様式によるものとする。</p> <p>2 共通様式がなく、仕様書の規定等に対応するため必要なものは発注者が決定し、これを用いることとする。</p> <p>(施工管理) (略)</p> <p>(参考資料)</p> <p>1 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）</p> <p>2 土木工事安全施工技術指針（兵庫県<b>土木部</b>）</p>																								
P7	<p>第9条 建設副産物</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建設発生土の処分<sup>4)</sup></p> <p>建設発生土の搬出先は、積算参考条件として、次のとおり設定する。<sup>4)</sup></p> <table border="1" data-bbox="309 970 1173 1161"> <thead> <tr> <th>品目<sup>4)</sup></th> <th>施設の名称<sup>4)</sup></th> <th>運搬距離<sup>4)</sup></th> <th>所在地<sup>4)</sup></th> <th>受入等諸条件<sup>4)</sup></th> <th>その他<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土<sup>4)</sup></td> <td>〇〇残土処分地<sup>4)</sup></td> <td>〇. 〇km<sup>4)</sup></td> <td>〇〇市<sup>4)</sup> 〇〇町〇〇<sup>4)</sup></td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。<sup>4)</sup></td> <td>監督員の指示による<sup>4)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではなく、受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、施工計画書に含めなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。<sup>4)</sup></p> <p>ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。<sup>4)</sup></p> <p>この他、工事発注後明らかになった事情により、<b>予定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</b><sup>4)</sup></p>	品目 <sup>4)</sup>	施設の名称 <sup>4)</sup>	運搬距離 <sup>4)</sup>	所在地 <sup>4)</sup>	受入等諸条件 <sup>4)</sup>	その他 <sup>4)</sup>	建設発生土 <sup>4)</sup>	〇〇残土処分地 <sup>4)</sup>	〇. 〇km <sup>4)</sup>	〇〇市 <sup>4)</sup> 〇〇町〇〇 <sup>4)</sup>	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。 <sup>4)</sup>	監督員の指示による <sup>4)</sup>	<p>第9条 建設副産物</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建設発生土の処分<sup>4)</sup></p> <p>建設発生土の搬出先は、積算参考条件として、次のとおり設定する。<sup>4)</sup></p> <table border="1" data-bbox="1263 970 2128 1161"> <thead> <tr> <th>品目<sup>4)</sup></th> <th>施設の名称<sup>4)</sup></th> <th>運搬距離<sup>4)</sup></th> <th>所在地<sup>4)</sup></th> <th>受入等諸条件<sup>4)</sup></th> <th>その他<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土<sup>4)</sup></td> <td>〇〇残土処分地<sup>4)</sup></td> <td>〇. 〇km<sup>4)</sup></td> <td>〇〇市<sup>4)</sup> 〇〇町〇〇<sup>4)</sup></td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。<sup>4)</sup></td> <td>監督員の指示による<sup>4)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表は、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。<sup>4)</sup></p> <p>ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。<sup>4)</sup></p> <p>この他、工事発注後に明らかになった事情により、<b>当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。</b></p>	品目 <sup>4)</sup>	施設の名称 <sup>4)</sup>	運搬距離 <sup>4)</sup>	所在地 <sup>4)</sup>	受入等諸条件 <sup>4)</sup>	その他 <sup>4)</sup>	建設発生土 <sup>4)</sup>	〇〇残土処分地 <sup>4)</sup>	〇. 〇km <sup>4)</sup>	〇〇市 <sup>4)</sup> 〇〇町〇〇 <sup>4)</sup>	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。 <sup>4)</sup>	監督員の指示による <sup>4)</sup>
品目 <sup>4)</sup>	施設の名称 <sup>4)</sup>	運搬距離 <sup>4)</sup>	所在地 <sup>4)</sup>	受入等諸条件 <sup>4)</sup>	その他 <sup>4)</sup>																					
建設発生土 <sup>4)</sup>	〇〇残土処分地 <sup>4)</sup>	〇. 〇km <sup>4)</sup>	〇〇市 <sup>4)</sup> 〇〇町〇〇 <sup>4)</sup>	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。 <sup>4)</sup>	監督員の指示による <sup>4)</sup>																					
品目 <sup>4)</sup>	施設の名称 <sup>4)</sup>	運搬距離 <sup>4)</sup>	所在地 <sup>4)</sup>	受入等諸条件 <sup>4)</sup>	その他 <sup>4)</sup>																					
建設発生土 <sup>4)</sup>	〇〇残土処分地 <sup>4)</sup>	〇. 〇km <sup>4)</sup>	〇〇市 <sup>4)</sup> 〇〇町〇〇 <sup>4)</sup>	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。 <sup>4)</sup>	監督員の指示による <sup>4)</sup>																					

条項番号	改定前	改定後																								
P8～9	<p>4 特定建設資材廃棄物の処分</p> <p>(1) ① (略)</p> <p>② 再資源化等をする施設等の名称及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="315 357 1151 549"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設等の名称</th> <th>運搬距離</th> <th>所在地</th> <th>受入難条件</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。</td> <td>監督員の指示による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設等を指定するものではなく、受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設等が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。</p> <p>ただし、上表の施設等が工事発注後に県登録施設からの登録料消等により受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第12条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。</p> <p>なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。</p> <p>再資源化が完了した日</p> <p>再資源化等をした施設等の名称及び所在地</p> <p>再資源化等に要した費用</p>	特定建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他					土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。	<p>4 特定建設資材廃棄物の処分</p> <p>(1) ① (略)</p> <p>② 再資源化等をする施設等の名称及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="1270 357 2105 549"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設等の名称</th> <th>運搬距離</th> <th>所在地</th> <th>受入難条件</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。</td> <td>監督員の指示による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表は、積算参考条件を明示しているものであり受入施設等を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設等が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。</p> <p>ただし、上表の施設等が工事発注後に県登録施設から登録料消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。</p> <p>(2) 受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第12条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。</p> <p>再資源化が完了した日</p> <p>再資源化等をした施設等の名称及び所在地</p> <p>再資源化等に要した費用</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県HPに掲載の様式もしくは、建設副産物情報交換システムで出力される様式※を使用すること ※システム改修完了後に出力可能（令和5年3月末予定）</p>	特定建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他					土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。
特定建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他																					
				土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。																					
特定建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他																					
				土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。																					
P9	<p>5 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）の処分</p> <p>特定建設資材廃棄物以外の処分先は、積算参考条件として、次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="277 1208 1167 1399"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設等の名称</th> <th>運搬距離</th> <th>所在地</th> <th>受入難条件</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。</td> <td>監督員の指示による。</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他					土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。	<p>5 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）の処分</p> <p>特定建設資材廃棄物以外の処分先は、積算参考条件として、次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1208 2123 1399"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設等の名称</th> <th>運搬距離</th> <th>所在地</th> <th>受入難条件</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。</td> <td>監督員の指示による。</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他					土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。
建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他																					
				土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。																					
建設資材廃棄物の種類	施設等の名称	運搬距離	所在地	受入難条件	その他																					
				土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設等の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。																					

条項番号	改定前	改定後
P9	<p>上表については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではなく、受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。</p> <p>ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>この他、工事発注後明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p>上表は、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。</p> <p>ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>この他、工事発注後明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。</p>
P9	<p style="text-align: center;">新規</p>	<p>6 路盤掘削時に発生する路盤材の適正処理 路盤掘削時に発生する路盤材（再生砕石、砕石）を除去したものは、工作物の除去に伴い生じる不要物となるため、産業廃棄物の「がれき類」として、適正に処理すること。</p>
P8	<p>6 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了した時は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>7 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了した時は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督員に提出しなければならない。</p>
P25	<p>第31条 木材一般 1 (略) 2 受注者は使用する素材及び製材品について、納品伝票提出時に証明書を添付する。県産木材の証明団体は下記の2団体とする。</p> <p>証明団体 〈木製構造物・コンクリート型枠用合板〉 兵庫県木材業協同組合連合会（兵庫県木連県産木材供給部会） TEL 078-371-0607 Fax 078-371-7662</p> <p>〈木製構造物〉 ひょうご森林林業協同組合連合会 TEL 078-381-5425 Fax 078-381-5435</p>	<p>第31条 木材一般 1 (略) 2 受注者は使用する素材及び製材品について、納品伝票提出時に証明書を添付する。県産木材の証明団体は下記の2団体とする。</p> <p>証明団体 〈木製構造物・コンクリート型枠用合板〉 兵庫県木材業協同組合連合会（兵庫県木連県産木材供給部会） TEL 078-371-0607 Fax 078-371-7662</p> <p>〈木製構造物〉 ひょうご森林林業協同組合連合会 TEL 078-599-7461 Fax 078-599-7462</p>

条項番号	改定前	改定後									
P103	新設	<p>第66条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p> <p>(1) 濁水等の適正処理 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表の分類により、適正に処理すること。</p> <p style="text-align: center;">表 産業廃棄物の分類</p> <table border="1" data-bbox="1211 359 2123 678"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 359 1393 422">区分</th> <th data-bbox="1393 359 1758 422">工法 濁水が生じる工法 (湿式)</th> <th data-bbox="1758 359 2123 422">濁水が生じない工法 (空冷式 等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 422 1393 462">排出形態</td> <td data-bbox="1393 422 1758 462">濁水<sup>※1</sup></td> <td data-bbox="1758 422 2123 462">粉体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 462 1393 678">産業廃棄物の分類</td> <td data-bbox="1393 462 1758 678">「汚泥」、含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※1 乾燥させた場合も同様)</td> <td data-bbox="1758 462 2123 678">「がれき類」<sup>※2</sup> (※2 政令市等[神戸・尼崎・西宮・明石・姫路]以外における取扱。政令市等における分類は異なる場合があるため、別途当該市の環境部局に確認のこと)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 濁水が生じる工法での処理方法等 濁水が生じる工法 (湿式) を採用する場合は、産業廃棄物の「汚泥」または「汚泥+廃アルカリ混合物」として適正に処理すること。収集・運搬・処理方法は下記①～③のとおりとする。</p> <p>① 収集方法 以下の収集方法等により、直接現場外に排水することなく、適正に収集すること。なお、これらの方法は指定ではなく、各現場にて適正に収集することが可能な方法で収集すること。 &lt;収集方法 (例) &gt; ・濁水を収集する機能を有するカッター機械 (バキューム式) による収集 ・工業用掃除機による収集 ・濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集</p> <p>② 運搬方法 収集した濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運搬の基準に従い、適正に処理すること。</p> <p>③ 処理方法 収集した濁水は、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。 なお、収集した濁水に含まれる成分によっては、産業廃棄物の「廃アルカリ」との混合物に分類される可能性があるため、処理の際には十分注意すること。また、pH12.5以上の場合は「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となるので十分注意すること。 「廃アルカリ」や「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となった場合には、その処理方法を監督員と協議の上、適正に処理するものとし、その際に必要となる経費については、設計変更の対象とする。</p>	区分	工法 濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法 (空冷式 等)	排出形態	濁水 <sup>※1</sup>	粉体	産業廃棄物の分類	「汚泥」、含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※1 乾燥させた場合も同様)	「がれき類」 <sup>※2</sup> (※2 政令市等[神戸・尼崎・西宮・明石・姫路]以外における取扱。政令市等における分類は異なる場合があるため、別途当該市の環境部局に確認のこと)
区分	工法 濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法 (空冷式 等)									
排出形態	濁水 <sup>※1</sup>	粉体									
産業廃棄物の分類	「汚泥」、含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※1 乾燥させた場合も同様)	「がれき類」 <sup>※2</sup> (※2 政令市等[神戸・尼崎・西宮・明石・姫路]以外における取扱。政令市等における分類は異なる場合があるため、別途当該市の環境部局に確認のこと)									

条項番号	改定前	改定後																								
P103	新設	<p>(3) 濁水が生じない工法での処理方法等                      濁水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉塵の飛散防止対策を行うとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として適正に処理すること。</p> <p>(4) 当初設計における濁水処理費                      当初設計においては、濁水処理費を以下のとおり計上している。①濁水量は実施数量（マニフェストで確認）に応じて設計変更を行う。</p> <p>①濁水量 ○○t（○○円/t※）                      ※県登録施設で処分する場合もしくは見積参考図書(単価一覧表)に処分単価を明示している場合は処分単価の記載は不要</p> <p>②運搬費 普通トラック（○t）運搬                      ③処理施設 ※ア)イ) いずれかを選択                      ア) 現場から50km以内に県登録施設がある場合</p> <table border="1" data-bbox="1227 657 2136 839"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>運搬距離</th> <th>所在地</th> <th>受入等諸条件</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「汚泥」</td> <td>○○</td> <td>○.○ km</td> <td>○○県 ○○市 ○○町 ○○</td> <td>土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること</td> <td>監督員の指示による</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表は、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。</p> <p>ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。</p> <p>この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。</p> <p>イ) 現場から50km以内に県登録施設が存在しない場合</p> <table border="1" data-bbox="1240 1152 2110 1503"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>運搬距離</th> <th>所在地</th> <th>受入等諸条件</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「汚泥」</td> <td>○○</td> <td>○.○ km</td> <td>○○県 ○○市 ○○町 ○○</td> <td>(県登録施設を明示する場合) 土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること (国登録施設を明示する場合) ＜明示する施設の受入条件等を記載する＞</td> <td>監督員の指示による</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他	「汚泥」	○○	○.○ km	○○県 ○○市 ○○町 ○○	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること	監督員の指示による	廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他	「汚泥」	○○	○.○ km	○○県 ○○市 ○○町 ○○	(県登録施設を明示する場合) 土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること (国登録施設を明示する場合) ＜明示する施設の受入条件等を記載する＞	監督員の指示による
廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他																					
「汚泥」	○○	○.○ km	○○県 ○○市 ○○町 ○○	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること	監督員の指示による																					
廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他																					
「汚泥」	○○	○.○ km	○○県 ○○市 ○○町 ○○	(県登録施設を明示する場合) 土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること (国登録施設を明示する場合) ＜明示する施設の受入条件等を記載する＞	監督員の指示による																					

条項番号	改定前	改定後
P105		<p>上表は、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設もしくは産業廃棄物処分場としての許可を有する施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。</p> <p>ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設の抹消などにより受入困難となった場合や、受注者が選定した施設が県登録施設または上表の施設以外の施設で、処理費が当初設計より安価となる場合は、設計変更を行う。この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。</p>